

【訪問看護・予防訪問看護利用料金表】

訪問看護の利用料金は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日区制労働省告示第19号）に準拠した金額となります。

【訪問看護・予防訪問看護】利用料金（1回につき）

1単位＝ **その他**
10.00円

所要時間	保健師・看護師が訪問した場合						理学療法士等が訪問した場合							
	20分未満		30分未満		60分未満		90分未満		20分		40分		60分	
	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防
通常	3,130円	3,020円	4,700円	4,500円	8,210円	7,920円	11,250円	10,870円	2,930円	2,830円	5,860円	5,660円	7,920円	4,260円
1割負担	313円	302円	470円	450円	821円	792円	1,125円	1,087円	293円	283円	586円	566円	792円	426円
2割負担	626円	604円	940円	900円	1,642円	1,584円	2,250円	2,174円	586円	566円	1,172円	1,132円	1,584円	852円
3割負担	939円	906円	1,410円	1,350円	2,463円	2,376円	3,375円	3,261円	879円	849円	1,758円	1,698円	2,376円	1,278円
単位数	313 単位	302 単位	470 単位	450 単位	821 単位	792 単位	1125 単位	1087 単位	293 単位	283 単位	586 単位	566 単位	792 単位	426 単位

※なお、理学療法士等が利用開始の属する月から12月超の利用者に指定介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき5単位が減算されます。

【加算・減算項目】

※ 自己負担の割合については、介護保険負担割合証をご確認ください。

(予防)緊急訪問看護加算Ⅰ	5,740円	厚生労働大臣が定める下記の基準に適合し、都道府県知事等に届出をした場合に、その基準で規程されている区分に従い、上記の利用料金を加算されるものです。 ◇「ご利用者又はそのご家族に対して24時間の連絡体制を取り、ご利用者の同意を頂いた上で、計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う体制を取っている」
単位数	574単位	
(予防)特別管理加算Ⅰ	5,000円	厚生労働大臣が定める下記の基準に適合し、都道府県知事等に届出をした場合に、その基準で規程されている区分に従い、上記の利用料金を加算されるものです。 ◇以下に該当する状態にあるご利用者に対して計画的な管理を行った場合を算定する場合は在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態Ⅱを算定する場合は在宅自己腹膜透析指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又はを受けている状態 ②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ③真皮を超える褥瘡の状態 ④点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
単位数	500単位	
(予防)特別管理加算Ⅱ	2,500円	
単位数	250単位	
(予防)初回加算	3,000円	新規に訪問看護計画を作成したご利用者に対して、初回若しくは初回のサービスを行った日の属する月にサービスを行った場合において、初回加算を算定するものです。
単位数	300単位	
早朝・夜間加算	通常料金×125%	6:00～8:00、18:00～22:00
深夜加算	通常料金×150%	22:00～明朝6:00
(予防)長時間加算	3,000円	特別管理加算対象者で90分以上を超える訪問看護を実施する場合
単位数	300単位	
訪問看護体制強化加算(Ⅰ)	5,500円	看護体制加算の算定要件を満たし、高度な医療を望むご利用者に対する訪問看護体制を整え、提供した場合に、上記の料金に加算されるものです。 ◇以下に該当する場合において、訪問看護体制強化加算を算定することができます。 ①算定日が属する月の前6ヵ月において実ご利用者数の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した実ご利用者数の割合が50%以上であること ②算定日が属する月の前6ヵ月において実ご利用者数の総数のうち、特別管理加算を算定した実ご利用者数の割合が20%以上であること ③(Ⅰ)算定日が属する月の前2ヵ月において5名以上のターミナルケア加算を算定すること (Ⅱ)算定日が属する月の前2ヵ月において1名以上のターミナルケア加算を算定すること ④地域の医療機関(訪問看護事業所)と訪問看護ステーション間で連携し、相互研修や実習生の受け入れ等を行い、能力向上や人材確保に貢献する取り組みを推進すること ⑤訪問看護の提供にあたる従業者の総数に占める看護職員の割合が6割以上(令和5年4月1日施行)
単位数	550単位	
訪問看護体制強化加算(Ⅱ)	2,000円	
単位数	200単位	
(予防)訪問看護体制強化加算	1,000円	上記訪問看護体制強化加算の③を除く算定要件を満たし、高度な医療を望むご利用者に対する訪問看護体制を整え、提供した場合に、上記の料金に加算されるものです。
単位数	100単位	
(予防)複数名訪問加算	2,540円	複数の看護師による訪問30分未満
単位数	254単位	
(予防)複数名訪問加算	4,020円	複数の看護師による訪問30分以上
単位数	402単位	
ターミナルケア加算	20,000円	厚生労働大臣が定める下記の基準に適合し、都道府県知事等に届出をした場合に、その基準で規程されている区分に従い、上記の利用料金を加算するものです。 ◇以下に該当する場合において、ターミナルケア加算を算定することができます。 ①死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施していること。 ②主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制についてご利用者及びそのご家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを実施していること。
単位数	2,000単位	
(予防)退院時共同指導加算	6,000円	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中のご利用者が退院又は退所するに当たり、訪問看護事業所の看護師等(准看護師を除く。)が、退院時共同指導を行った後に、ご利用者が退院又は退所され、サービスを行った場合に加算するものです。特別な管理を必要とするご利用者については2回算定する場合があります。
単位数	600単位	

【訪問看護・医療保険利用料金表】

【訪問看護】利用料金(1回につき) 【 】内は准看が行った場合

	料金	1割	2割	3割
基本療養費Ⅰ (看護師等:週3日まで)	5,550円【5,050円】	560円【510円】	1,110円【1,010円】	1,670円【1,520円】
基本療養費Ⅰ (看護師等:週4日以降)	6,550円【6,050円】	670円【610円】	1,310円【1,210円】	1,970円【1,820円】
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門的な研修を受けた看護師による場合	12,850円			
基本療養費Ⅱ (同一建物居住者で同一日に2人訪問した場合)	看護師等:週3日まで 5,550円【5,050円】 看護師等:週4日以降 6,550円【6,050円】	560円【510円】 670円【610円】	1,110円【1,010円】 1,310円【1,210円】	1,670円【1,520円】 1,970円【1,820円】
基本療養費Ⅱ (同一建物居住者で同一日に3人以上訪問した場合)	看護師等:週3日まで 2,780円【2,530円】 看護師等:週4日以降 3,280円【3,030円】	280円【250円】 330円【300円】	560円【510円】 660円【610円】	830円【760円】 980円【910円】
基本療養費Ⅲ	8,500円	ご利用者が入院中であり、在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者に対し、その者の主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護を行った場合に算定する料金です。		

注) 1. 看護師等とは、保健師、助産師又は看護師を指します。

2. 基本療養費Ⅰ・Ⅱともに、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合は、週 4日以降も週3日までの料金が適用されます。

機能強化型訪問看護管理療養費1	月の初日の場合	12,830円	指定訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーションであつて、利用者に対して訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っているものが、当該利用者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書並びに精神科訪問看護計画書及び精神科訪問看護報告書を当該利用者の主治医に対して提出するとともに、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度算定する。	
機能強化型訪問看護管理療養費2		9,800円		
機能強化型訪問看護管理療養費3		8,470円		
訪問看護管理療養費		7,440円		
機能強化型訪問看護管理療養費1	月の2日目以降	3,000円		
機能強化型訪問看護管理療養費2				
機能強化型訪問看護管理療養費3				
訪問看護管理療養費				

【各種加算】

項目	利用料金 (単位:円)	項目	利用料金 (単位:円)
1. 難病等複数回訪問加算(1日2回)※	4,500円	14. 退院時共同指導加算	8,000円
2. 難病等複数回訪問加算(1日3回以降)※	8,000円	15. 退院時支援指導加算	6,000円
3. 24時間対応体制加算	6,400円	15. 退院時支援指導加算(90分を超える指導)	8,400円
4. 緊急訪問看護加算(1日につき)	2,650円	16. 在宅患者連携指導加算	3,000円
5. 訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000円	17. 乳幼児加算(1日につき)	1,500円
6. 訪問看護ターミナルケア療養費2	10,000円	18. 看護・介護職員連携強化加算	2,500円
7. 特別管理加算	2,500円	19. 複数名訪問看護加算/看護師等(週1日)※	4,500円
8. 特別管理加算(重症度等の高いご利用者)	5,000円	20. 複数名訪問看護加算/准看護師(週1日)※	3,800円
9. 訪問看護情報提供療養費1(1月につき)	1,500円	21. 複数名訪問看護加算/看護師等または看護補助者(週3日)※	3,000円
10. 訪問看護情報提供療養費2(1月につき)	1,500円	22. 複数名訪問看護加算/看護師等または看護補助者(1日複数回)	1日1回:3,000円 1日2回:6,000円 1日3回以上:10,000円
11. 訪問看護情報提供療養費3(1月につき)	1,500円	23. 夜間・早朝訪問看護加算	2,100円
12. 在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円	24. 深夜訪問看護加算	4,200円
13. 長時間訪問看護加算	5,200円	25. 特別管理指導加算	2,000円

※いずれも同一建物内1名の場合の料金です。同一建物2人以上の料金については、別途ご案内いたします。

【訪問看護・医療保険利用料金表】

〔訪問看護〕__利用料金(1回につき)

			精神訪問看護基本療養費Ⅰ							
			料金	1割	2割	3割				
保健師、看護師、又は作業療法士による場合	週3日目まで	30分未満	4,250円	430円	850円	1,280円				
		30分以上	5,550円	560円	1,110円	1,670円				
	週4日目以降	30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円				
		30分以上	6,550円	660円	1,310円	1,970円				
准看護師による場合	週3日目まで	30分未満	3,870円	390円	770円	1,160円				
		30分以上	5,050円	510円	1,010円	1,520円				
	週4日目以降	30分未満	4,720円	470円	940円	1,420円				
		30分以上	6,050円	610円	1,210円	1,820円				
			精神訪問看護基本療養費Ⅲ							
			同一日に2名				同一日に3名以上			
			料金	1割	2割	3割	料金	1割	2割	3割
保健師、看護師、又は作業療法士による場合	週3日目まで	30分未満	4,250円	430円	850円	1,280円	2,130円	210円	430円	640円
		30分以上	5,550円	560円	1,110円	1,670円	2,780円	280円	560円	830円
	週4日目以降	30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円	2,550円	260円	510円	770円
		30分以上	6,550円	660円	1,310円	1,970円	3,280円	330円	660円	980円
准看護師による場合	週3日目まで	30分未満	3,870円	390円	770円	1,160円	1,940円	190円	390円	580円
		30分以上	5,050円	510円	1,010円	1,520円	2,530円	250円	510円	760円
	週4日目以降	30分未満	4,720円	470円	940円	1,420円	2,360円	240円	470円	710円
		30分以上	6,050円	610円	1,210円	1,820円	3,030円	300円	610円	910円
入院中であって、主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められたものに対して、精神訪問看護指示書および精神訪問看護計画書に基づき、サービスを行った場合に入院中1回(厚生労働省が定める特掲診療料の施設基準等・別表七、八については2回まで)に限り算定します。			精神訪問看護基本療養費Ⅳ							
			料金	1割	2割	3割				
			8,500円	850円	1,700円	2,550円				
機能強化型訪問看護管理療養費1	月の初日の場合		12,830円	指定訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーションであって、利用者に対して訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っているものが、当該利用者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書並びに精神科訪問看護計画書及び精神科訪問看護報告書を当該利用者の主治医に対して提出するとともに、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度算定する。						
機能強化型訪問看護管理療養費2		9,800円								
機能強化型訪問看護管理療養費3		8,470円								
訪問看護管理療養費		7,440円								
機能強化型訪問看護管理療養費1	月の2日目以降		3,000円							
機能強化型訪問看護管理療養費2										
機能強化型訪問看護管理療養費3										
訪問看護管理療養費										

〔各種加算〕

項目	利用料金(単位:円)	項目	利用料金(単位:円)
1. 難病等複数回訪問加算(1日2回)	4,500円	15. 退院時共同指導加算	8,000円
2. 難病等複数回訪問加算(1日3回以降)	8,000円	16. 退院時支援指導加算	6,000円
3. 24時間対応体制加算	6,400円	16. 退院時支援指導加算(90分を超える指導)	8,400円
		17. 在宅患者連携指導加算	3,000円
4. 緊急訪問看護加算(1日につき)	2,650円	18. 乳幼児加算(1日につき)	1,500円
5. 訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000円	19. 看護・介護職員連携強化加算	2,500円
6. 訪問看護ターミナルケア療養費2	10,000円	20. 複数名訪問看護加算/看護師等(週1日)※	4,500円
7. 特別管理加算	2,500円	21. 複数名訪問看護加算/准看護師(週1日)※	3,800円

項目	利用料金 (単位:円)	項目	利用料金 (単位:円)
8. 特別管理加算(別に厚生労働大臣が定める状態にあるご利用者)	5,000円	22.複数名訪問看護加算/看護師等または看護補助者(週3回)※	3,000円
9. 訪問看護情報提供療養費1(1月につき)	1,500円		
10. 訪問看護情報提供療養費2(1月につき)	1,500円	23.複数名訪問看護加算/看護師等または看護補助者(週3回)(1日複数回)※	1日1回:3,000円 1日2回:6,000円 1日3回:以上10,000円
11. 訪問看護情報提供療養費3(1月につき)	1,500円		
12. 在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円	24.深夜訪問看護加算	4,200円
13. 長時間訪問看護加算	5,200円		
		25.特別管理指導加算	2,000円
14. 精神科重症患者支援管理連携加算	精神科在宅患者支援管理料2のイを算定する利用者: 8,400円 精神科在宅患者支援管理料2のロを算定する利用者: 5,800円		

※いずれも同一建物内1名の場合の料金です。同一建物2人以上の料金については、別途ご案内いたします。